

令和8年9月

令和9年度税制改正要望

石油化学工業協会
会長 筑本 学

内容

<序文>	3
I. 重点要望項目	4
1. 法人実効税率の引き下げ	4
(1) カーボンニュートラル等の積極的な投資を後押しする税制の拡充等	4
(2) 税務上の欠損金の繰越控除期間の無期限化等	5
(3) 事業のポートフォリオの転換・強化を促す税制措置の創設等	5
(4) 研究開発税制の拡充	5
(5) オープンイノベーション促進税制拡充	6
(6) 国際動向を踏まえた法人実効税率の引き下げ	6
2. 石油化学製品製造用原料にかかる揮発油税及び石油石炭税の本則非課税化	7
3. 業務負荷の低減や生産性の向上	7
(1) 業務負荷の低減	7
(2) 生産性の向上	9
4. 償却資産にかかる固定資産税制の見直し	11
(1) 100%償却の容認（残存価額の廃止、法人税との整合化）	11
(2) 少額減価償却資産の取得基準価額の引上げ	11
II. その他要望項目	12
1. 事業再構築に係る税制優遇措置の整備	12
(1) 組織再編税制の適用要件（共同事業要件）の緩和	12
(2) LLPに対する事業促進再編税制の適用	13
(3) LLCに対するパススルー課税の導入	13
(4) 遊休地にかかる固定資産税の軽減	13
2. 法人税制の改善	14
(1) 国際会計基準（IFRS）への対応	14
(2) 固定資産減損処理における損金算入の容認	14
(3) 欠損金の繰戻還付制度の大企業への凍結解除	14
3. 地球温暖化対策税の抜本的な見直し	14
4. 国際課税制度の改善	14
(1) 移転価格税制の改善	14
(2) 外国税額控除制度における二重課税の排除	15

(3) 二国間租税条約の締結及び改定の推進	15
5. BEPSプロジェクトに関する国内法対応の整備	15
6. 石化用途原料の免税及び還付措置の創設	16
7. その他	17
(1) 電話加入権の償却容認	17
(2) 企業年金積立金に対する特別法人税の廃止	17

<序文>

2026年2月末からの米国・イスラエルによるイラン攻撃と、イランによるホルムズ海峡封鎖は、世界経済の行方にも大きな影響を与えている。また、ロシアによるウクライナ侵攻や中東での紛争も長期化しているなど地政学的なリスクも継続しており、これらが世界経済の成長の減速要因となることが懸念されている。

今回のホルムズ海峡封鎖以降、石油化学産業では、中東以外からの調達の拡大など、調達の多様化に取り組み、我が国製造業の基盤となる産業として、石油化学製品の安定供給の確保に取り組んでいる。

我が国石油化学産業をめぐる状況をみると、近年の中国による過剰生産や、我が国の物価高騰などによる国内需要の減少など、厳しい状況が続いている。ナフサクラッカーの稼働率は70%台で推移してきていたが、イラン情勢もあり直近では70%を下回っているなど、厳しい状況が続いており、これまで以上に国際競争力の強化が重要となってきた。

本年4月からは、排出量取引制度（ETS制度）の本格稼働がはじまり、カーボンニュートラルへの対応や循環型社会の実現といった今後の産業の在り方自体を転換させていく大きな潮流にも、石油化学産業として貢献・挑戦していくことも求められている。また、グリーントランスフォーメーション（GX）や、デジタルトランスフォーメーション（DX）の動きは、これらをもとに新しい産業や市場が創出され、我が国経済全体の成長につながるきっかけとなることも期待されている。

このような状況の中で、日本国内は、エネルギーコストをはじめ諸コストが高く、様々な規制も厳しいことに加え、税制面でも諸外国に比してアンバランスな面があるなど、競争力を維持しながら事業展開を行いやすい環境ではなくなりつつある。このままでは、安価な原料へのアクセスが可能で、企業活動における規制が少なく、かつ需要が増大している国外での生産へ比重を移していくことが、有力な選択肢となる懸念もある。

我が国製造業のサプライチェーンの根幹の一つである石油化学産業が、日本国内において引き続き安定的に製品を製造・供給し、地域の雇用を維持・創出していくためにも、各企業の生産性向上の取り組みや新たな設備投資等を後押しするとともに、諸外国の企業と同等の競争条件とするために税制上の国際的なイコールフットィングの実現を図るべく、令和9年度税制改正に際し、次の諸点について要望する。

I. 重点要望項目

1. 法人実効税率の引き下げ

－ 新しい産業や市場創出につながる持続的成長を実現するために －

我が国経済は、イラン情勢の影響や、円安、エネルギー価格の上昇等による物価高に伴い内需が低迷しており、また、中国経済の鈍化の影響等もあり、先行きは見通せない状況。一方で、グリーントランスフォーメーション（GX）、デジタルトランスフォーメーション（DX）などの世界的な潮流は、わが国においても、新しい産業や市場の創出を通じて、経済全体の成長につながる好機となることが期待されており、これらに関連した新たな設備投資や生産性向上の取り組みの加速化が重要となっている。また、石油化学業界では、競争力を強化するための再編も進展してきており、これらを円滑かつ効果的に行うことが重要となっている。これらから、石油化学業界では、産業の競争力を一層強化し、持続的な成長を実現していくために必要となる各種の税制措置について強く要望していく。

（1）カーボンニュートラル等の積極的な投資を後押しする税制の拡充等

石油化学業界では、今後、カーボンニュートラルをはじめとした設備投資を積極的に行っていく必要があり、そのための税制上の支援の拡充等を要望する。

ア. 戦略分野国内生産促進税制

石油化学産業における生産設備等のグリーン化の促進は極めて重要な課題であり、今後、継続的に検討・実施していく必要があるため、本税制の活用に必要な認定期限の延長を要望する。

また、計画から実行までに長い期間を要することも多いことから、控除の適用期間の延長等についても要望する。更に、安定的に事業を実施していくため不適用措置の緩和についても要望する。

イ. カーボンニュートラル投資促進税制

カーボンニュートラルに関する投資促進税制については、令和28年3月まで延長となったが、石油化学産業における継続的なカーボンニュートラル投資を加速させるため、税額控除や特別償却の拡充を要望する。また、要件の緩和についても要望する。

ウ. 大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）

大胆な投資促進税制（特定生産性向上設備等投資促進税制）が新たに令和8年度から導入され、今後、石油化学産業においても様々な設備投資に活用されることが期待されるところ。本税制の制度運用に当たっては、より幅広い活用が出来るよう、今後、要件の緩和等（投資下限額35億円の引下げなど）が行

われることを要望する。

(2) 税務上の欠損金の繰越控除期間の無期限化等

石油化学業界では再編が加速する中、非適格再編により一時的に多額の欠損金が発生する可能性がある（含み損のある事業を切り出すなど）。これを十分に活用できるように、再編を円滑に進める観点からも、欠損金の繰越期間の無期限化（または現行10年の期間の延長）を要望する。また、50%使用制限の緩和（又は廃止）、欠損金の繰戻還付について全ての法人を対象化することを要望する。これらにより、欠損金を控除し切ることが可能な枠組みとするよう強く要望する。

なお、そもそも、世界の主要国で、単年度の使用割合および繰越控除期間の二つ共に制限を課している国は稀であり、見直すべきである。

(3) 事業のポートフォリオの転換・強化を促す税制措置の創設等

企業の成長投資の原資を確保するためには、経営資源の最適配置が重要であり、事業ポートフォリオの見直しや事業再編による成長投資を促進する観点から、企業が事業売却を行う際の売却益に関する課税について課税繰り延べ等を行う税制を創設し、企業による構造改革と成長分野への資金循環を後押しすべきである。

また、事業ポートフォリオの見直しや事業再編の際の登録免許税の軽減措置の延長等についても要望する。

(4) 研究開発税制の拡充

イノベーション創出に繋がる研究開発は、企業の持続的な成長、更には産業競争力強化にもつながるものであり、革新的技術の創出のためには継続的な研究開発の強化が必要であり、研究開発税制の一層の拡充を要望する。

ア. 税額控除限度超過額の繰越期間の再設定

石油化学業界では研究開発投資の規模が大きい、利益は変動することから、未消化となりやすい。景気に左右されず、安定的・継続的に研究環境を支えるインフラとして、全ての業種業態に恩恵のある一般型（旧総額型）について、税額控除限度超過額の複数年の繰越期間を可能とするようを要望する。

イ. 一般型（旧総額型）控除率・控除上限の見直し

研究開発に取り組むより多くの企業が活用できる仕組みとすべく、大企業向けの現行の恒久措置（一般型）の控除率のアップや控除上限のさらなる拡大等、拡充・見直しを要望する。また、控除額算定式の簡素化を要望する。

ウ. 試験研究費の利用促進に向けた一層の簡素化等

オープンイノベーション型適用要件については、事務手続きの簡素化等つい

て更なる運用改善を要望する。

また、現在の特別試験研究費税額控除の運用では、事務手続きがかなり煩雑なことから外部委託するケースが多いため、節税メリットが大きく圧迫されている。そのため事務手続きの簡素化等の一層の運用改善及び適正化を要望する。令和8年度税制改正により、大学等との共同研究は一定の簡素化が図られたが、契約書の記載要件緩和など更なる簡素化を要望したい。また、大学側の経産大臣の指定による監査不要措置についても、多くの大学が対応可能なような制度としていただきたい。

エ. 試験研究費の範囲の明確化

本制度は申告後に試験研究費の範囲について税務当局と見解の相違が多発している。税務当局の判断如何によって適用可否が変わる仕組みでは、予見可能性が低く、税務当局との係争は極力避けたいという企業の懸念が研究開発促進の足枷となっている。このため税務当局に対し、試験研究費の範囲の明確化を要望する。

(5) オープンイノベーション促進税制拡充

オープンイノベーション促進税制は、スタートアップ企業への投資やM&Aを通じた新たなイノベーションの創出のために有効であり、税制の適用のための要件の緩和及び対象範囲の拡大について要望する。

(6) 国際動向を踏まえた法人実効税率の引き下げ

わが国の法人実効税率は29.74%（防衛特別法人税加えると30.64%）であり、OECD平均（24.1%）と比較すると未だその差は大きく、日本国内への投資優位性は低いものとならざるを得ない。

将来に亘って日本国内で事業を継続するためには、国際的なイコールフットイングの観点から、少なくともOECD諸国平均に相当する水準（＝24.1%）、すなわち25%以下の水準まで引き下げることがを要望する。

日本の石油化学産業の主たる競争相手はアジア諸国であり、日本より税率が低い国、地域が複数存在している。（中国＝25%、韓国＝26.4%、マレーシア＝24%、インドネシア＝22%、シンガポール＝17%など）

2. 石油化学製品製造用原料にかかる揮発油税及び石油石炭税の本則非課税化

海外の主な石油関連消費税をみると、その課税対象物件は自動車用燃料や暖房用燃料等の燃料油に限定されている一方、石化製品製造用原料等の産業用原料油は課税対象とされておらず、原料非課税が世界標準となっている。

しかしながら、我が国では、石化製品製造用原料は租税特別措置法で免税措置が講じられており、揮発油税及び石油石炭税ともに、その本則においては課税対象とされている。

すなわち、暫定措置として免税が認められているという不安定な位置付けであり、我が国石化産業が国内で事業運営を行う上での不安材料の一つとなっていることから、世界標準に照らして、本則における非課税化を実現すべきである。

なお、昨年12月に策定された令和8年度与党税制改正大綱には「原料用石油製品等に係る免税・還付措置の本則化については、引き続き検討する。」と明記されており、適切な対応を要望する。

3. 業務負担の低減や生産性の向上

我が国の産業が、少子高齢化社会を迎え今後も生産年齢人口が減少していくことが想定される中で、持続的な経済成長を維持するためには、生産性向上が不可欠となっている。その一方で、各企業の経理・税務部門では、会計・税務業務にかかる負担がますます重くなっている。その背景には、会計・税務業務は、ほぼ同時期に決算・税務申告資料の作成、株主総会対応といった業務が集中する中、コーポレートガバナンス強化の流れに伴う会計監査に掛かる時間の増加や、複雑化する国際課税制度への対応が求められており、業務負担を低減し、一人当たりの生産性を向上させることが喫緊の課題となっている。

近時、在宅勤務（リモートワーク）が普及していることもあり、業務の電子化・簡素化の更なる推進が官民ともに課題となっている。官民双方の負担低減に資する簡素な税制とすること、また、税収に対し軽微な影響に留まるにも関わらず、企業及び税務当局双方の負担が重く、税務業務の生産性向上を阻害する各種規定に関し、徴税及び納税コストを考慮した仕組みとすることを要望する。

（1）業務負担の低減

ア. 新リース会計基準に関する税会不一致の見直し

新リース会計基準が2027年4月から適用されることとなっているが、この中で、オペレーティングリースに係る会計処理については、税務上と会計上の

不一致が生じることとなる。この不一致は、帳簿上の煩雑さにとどまらず、課税所得や法人税額にも影響し、多大な事務負担が生じるほか、税務調査による対応にも負担が生じることとなるため、税務上と会計上の処理の不一致を見直すよう要望する。

イ．地方税（法人住民税、法人事業税）の国への一括申告制度の早期導入

法人事業税及び住民税の申告処理は、事業所が存在する都道府県及び市町村単位での対応が要求されており、加えて自治体によって様式が不統一であるため、企業の事務負担は相当に高くなっている。かかる状況を改善するために、電子申告の進展により、導入に向けた障害が減少したと考えられる状況の下、少なくとも自治体毎に異なる地方税の様式を早急に統一し、その上で本社一括申告制度を導入し、企業、行政双方の合理化につながる制度全体の抜本的な改善を行うよう要望する。

ウ．電子帳簿保存法における電子的に授受される書類の保存にかかる検索要件の緩和及び保存対象の限定

2022年1月施行された改正電子帳簿保存法では、国税関係書類を電子的に授受する場合のデータ保存について、抜本的な見直しが行われ、検索要件が「取引年月日」「取引金額」「取引先」のみになるなど大幅に緩和されたものの、検索要件を満たすための情報入力負担が大きく、電子取引データを保存するのに大変な労力がかかっている。また、保存対象となる書類の定義が曖昧であることから、広範な書類を前提とすることになり、業務負担が大きい。特に、見積書や注文書等は、交渉等により諸条件が都度変わることがあるが、どこまでを保存すべきか判断がつかないため、これら書類は保存対象から除外すべきである。これら書類は、実際の確定取引金額と紐づかないため通常の帳簿とは別管理を行っているケースが多いため、業務負担増加につながっている。上記の背景から、検索要件の緩和及び保存対象の限定を要望する。

エ．確定申告の納付期限と申告期限との同一化

現在、申告期限を延長した場合でも、延長期間に利子税等がかかることから予想申告額を算定して延長前の申告期限までに見込納付を実施しており、業務負担がかかっている。こうした業務負担を改善するために、納付期限を申告期限に合わせるべきである。

オ．事務負担を軽減するための申告手続きの一層の簡素化

平成30年度改正において、大企業に対する法人税、消費税、法人住民税、及び法人事業税の電子申告が義務化されたが、送信容量の拡大やシステム自体の利便性向上などのインフラ面の整備だけでなく、勘定科目内訳明細書の更なる簡素化、添付書類の提出において税務当局で真に必要な書類を除き、申告者

による「備置」を原則とし提出を不要とするなど、申告実務の事務負担軽減となるような施策を要望する。

カ．公共料金インボイス交付義務の緩和

現状はN T Tや電力会社などの公共料金にはインボイスの保管義務があるため、口座引き落としによる支払いで支払い会社にインボイスのダウンロードが必要となる。現在、納付書や口座引落の仕様が各請求会社の個別仕様となっており、標準化されていない。そのため支払い側はこれまでの資料に加えてインボイスをダウンロードして保管する手間がかかっている。証憑類の管理工数が大きいことから公共交通機関（船舶、バスまたは鉄道）のように発行事業者にインボイス交付義務がなくす等の見直しで証憑類削減につながるインボイス運用を要望する。

キ．法人税、地方税の申告期限の更なる延長

法人税、地方税の申告期限を「決算日より6ヶ月以内」にまで延長することを要望する。

法人税の申告期限は諸外国に比べて非常に短い現状にある。また、法人税の申告期限は、移転価格税制に係る文書化制度におけるローカルファイルの作成期限にもなっている（同時文書化）。日本は世界で最も締め切りの早い国の1つとなっており、取引数の多い会社にとっては、ほぼ不可能ともいえる期限となっている。その結果、各社の経理・税務部門は荷重な負担を強いられているのが実態である。そのため、株主総会の期限延長条件を課さずに、決算日から6ヶ月以内まで申告期限を延長できる制度変更を要望する。これにより税務申告の適正性向上にもつながる効果が期待される。

また、税務当局への提出書類の多さも、大きな負担となっていることから、個々の書類の必要性や簡素化について、毎年度検討を行うことを要望する。

（2）生産性の向上

ア．消費税の仕入税額控除制度の見直し

消費税の課税売上割合が95%以上の場合に、課税仕入れにかかる税額の全額を仕入税額控除できる制度、いわゆる95%ルールについては、課税売上が5億円超の事業者への適用が、平成24年4月より廃止されたことにより企業の事務負担が増大した。税制に対する信頼を損なわない範囲において、簡便な制度とすることは、わが国企業の競争力を維持・強化する上でも重要である。そのため、大企業にも95%ルールを再適用すること、それが難しい場合にも99%以上等、率を見直して再設定することを強く要望する。

また、仕入税額控除の適用を受けるためには、法定事項が記載された帳簿及び請求書等の保存が要件となっているが、両者に重複している内容があり、企業の手間が大きくなっている。請求書に帳簿記載事項がある場合、帳簿記載要件の緩

和がされることを要望する。

イ．法人事業税の外形標準課税制度の簡素化

①付加価値割に係る課税標準算出方法の簡素化

法人事業税の外形標準課税の算定、殊に付加価値割を構成する報酬給与額については、会計上異なる勘定科目で計上されている費目を加減算して算出する必要があることから、課税標準算出のために煩雑な作業を伴い、制度簡素化が不可欠である。

そのため、付加価値割に係る報酬給与額は、所得税法で定める給与・報酬額と定義を統一し、課税標準算出方法を簡便にすることを要望する。

②持株会社におけるグループ会社対象範囲の見直し

法人事業税の外形標準課税には、総資産に占める子会社株式投資簿価が50%を超える会社に持株会社資本割特例を適用しているが、特例判定の際の50%を超える基準判定時には、分子を子会社株式投資簿価だけでなく、持株割合が20%以上の関係会社株式投資簿価を全て含めて判定することを要望する。

ウ．事業所税の廃止

事業所税は、一定規模を上回る都市において適用される地方税であるが、類似の税制として法人事業税や固定資産税が存在しており、事業所税は二重課税的な性格を帯びている。令和2年度の税制改正時に長期検討項目として回答があったが、このような屋上屋を架す如き税目は、課税としての合理性を欠くものであり、引き続き廃止を要望する。

エ．印紙税の廃止

近年、電子商取引が普及し、経済取引のペーパーレス化が進展する中、紙を媒体とした文書のみで課税する印紙税は、合理性、公平性が失われている。

また、その課税対象文書に不明確な部分があり適否の判断に負担がかかる。円滑な商取引を促進するためにも、印紙税の廃止を要望する。

オ．国際課税制度に係る手続きの簡素化等

令和5年度税制改正以降、グローバルミニマム課税が導入され、外国子会社合算税制（CFC税制）に係る事務負担に加えて、重い事務負担が発生しているため、事務手続きの簡素化を要望する。既存の経過措置（移行期CbCRセーフハーバーテスト）の適用期限を2027年末までの延長と言わず恒久化して頂きたい。又、経過措置に適用される「Once out, always out（一度適用を見送れば、その後適用不可）」の原則を撤廃し、いずれの年度（申告期）であってもセーフハーバーテストのいずれかを充足すれば納税者側での本則計算は不要となる枠組みにして頂きたい。また、法制化による事務負担の増加の緩和のため、本制度と重複部分の大きい外国子会社合算税制の適正化・簡素化を要望す

る。

カ．税務調査の電子化拡大

企業、官公庁ともに電子化が進展する中で、税務調査においては、いまだに旧態依然とした対面・書面・FAXを中心とする対応を求められており、電子メールでの問い合わせもできない。納税者、税務署双方にとって非効率であり、電子化による業務の効率化を要望する。

4．償却資産にかかる固定資産税制の見直し

製造設備に対する固定資産税は、国際的に見ても一般的な制度とは言えず、石油化学を始めとする装置産業の国際競争力を低下させるものである。また、今後、カーボンニュートラル実現に向けた検討を後押しするためにも、以下の通り、見直しを図るよう要望する。

(1) 100%償却の容認（残存価額の廃止、法人税との整合化）

法定耐用年数を経過し、実質的に償却が完了した既存設備に対して課税を続けることは、実態からかけ離れた仕組みと言わざるを得ない。

既に残存価額が廃止された法人税の減価償却制度との公平性、及び同じ資産に対する二重管理の負担を軽減する観点からも、固定資産税についても速やかに整合を図るよう要望する。

(2) 少額減価償却資産の取得基準価額の引上げ

現行の10万円未満という基準価額では、現代の事業活動を行う上で、当たり前の道具に過ぎない汎用事務機器（デスク、パソコン、ソフトウェア等）など、その多くが償却資産として管理を必要とされることにより、企業の事務負担が増加する一因となっている。

会計上も一括費用処理も求められる等、資産性が脆弱な点にも鑑み、少額減価償却資産の取得基準価額を、少なくとも現行の2倍以上の20万円未満に引き上げることを要望する。

Ⅱ．その他要望項目

1．事業再構築に係る税制優遇措置の整備

石油化学業界では、競争力強化を目的としたグループ内での組織再編や、他社からの事業買収、既存事業を分離し共同出資による子会社の新設など、事業再構築に向けた取り組みを常に模索している。

しかしながら、現状の事業再構築に係る各税制は、促進する効果を発揮するどころか、むしろ阻害要因にもなりうるため、事業再構築のための環境整備の観点から、以下の見直しを要望する。

(1) 組織再編税制の適用要件（共同事業要件）の緩和

コンビナートを形成している石油化学業界では、近隣に事業所を持つ会社との連携による事業再構築も重要な選択肢となる。

しかし、現行の組織再編税制では共同事業要件を満たさない限り、税制適格の取り扱いを受けることが出来ずに移転資産が時価評価され、発生する譲渡損益に課税されるため、再構築コストが膨れ上がり、実現の可能性が狭まることが懸念される。

コンビナート地域の雇用を守るためにも、再構築による事業継続は効果的な方策であり、円滑な組織再編を促進するためにも、共同事業要件を緩和することを要望する。

ア．適格性判定要件の明確化

組織再編の適格性判定に係る現行規定において、事業継続、従業員引継、継続支配、株式継続保有などについては、「見込まれていること」が要件となっており、この「見込まれていること」について、通達あるいは例示の公表により明確にすること。

イ．特定役員の就任要件の緩和

実質、会社法上の取締役限定されているが、多くの企業では事業運営の責任者として執行役員制度を導入し、取締役は人数を絞り込んで、会社経営上の重要課題に当たらせているのが実態である。

現状は、執行役員であっても、新設会社の特定役員に就任する場合、経営への参画度合いによって認められるとされているものの、その適否は当局の判断によって決められるため、予見可能性が低いと言わざるを得ない。

そのため、企業の実態に即し、取締役に準ずる者の解釈に、執行役員等、事業運営上の重要な責任を負っている者が含まれることを明記すること。

ウ．移転事業従事者の新設会社への移転要件の緩和

現状の制度は、元の事業に従事する従業員の概ね８０％以上が、新設会社の事業に従事することを求めているが、新設会社の事業規模や、効率化のための省力化投資によっては、そこまでの人員を必要としない場合もある。

そのため、グループ内での雇用継続を条件とすることで、移転事業従者の新設会社への移転要件を２／３以上などに緩和すること。

(２) ＬＬＰに対する事業促進再編税制の適用

日本においては、異なる主体（個人・企業）間での共同事業を行うための組織制度として平成１７年にＬＬＰ（有限責任事業組合）制度が創設された。

しかし、企業間で事業再編を行う際にＬＬＰの枠組みを利用して、有形固定資産等を現物出資した場合、出資時に時価評価されて、含み損益に対する課税関係が生じるため、ＬＬＰの利用が進まない一因になっている。

そのため、産業競争力強化法における「特定事業再編計画」において、税制優遇措置を受けられる事業形態に、現状は会社法に定める「会社」に限定されているが、新たにＬＬＰも適用可能とし、ＬＬＰに対する有形固定資産等の現物出資について、簿価譲渡を認める制度の創設を要望する。

(３) ＬＬＣに対するパススルー課税の導入

企業の事業再編手法を多様化し、事業再構築を後押しするためにも、合同会社（日本版ＬＬＣ）に対するパススルー課税の導入を要望する。

(４) 遊休地にかかる固定資産税の軽減

ア．事業再編により生じた遊休地に掛かる固定資産税の減免

コンビナートの事業再編に伴う設備撤去後の跡地は、やむを得ず遊休地となるケースがある。

円滑な事業再編を後押しし、コンビナートの競争力を強化するための環境整備として、遊休地となっている期間の固定資産税の減免措置を導入するよう要望する。

イ．新規投資を伴う、遊休地再取得時の支援措置の創設

製造業の国内回帰を促し、地域再生につなげるために、遊休地を取得して新規事業へ投資する場合の誘致に係る不動産取得税の減免等、税制上の支援措置導入を要望する。

2. 法人税制の改善

(1) 国際会計基準（I F R S）への対応

国際会計基準と日本基準のコンバージェンスによって、会計と税務の乖離が生じ、税務上の調整項目が増加して実務負担が増大することや、その結果としてデメリットが発生することが懸念される。

直近では新リース会計基準の導入による業務煩雑化が強く懸念される。

上場会社やその子会社などに関しては、適切な内部統制が確保されていることや、会計士等の第三者による監査を経ていることから、確定決算主義や損金経理要件の緩和などとともに税制上の柔軟な対応を要望する。

(2) 固定資産減損処理における損金算入の容認

収益力が見込まれない設備であるがために、減損を実施している事実に鑑み、応能負担の原則に基づく減損損失の損金算入を要望する。

(3) 欠損金の繰戻還付制度の大企業への凍結解除

欠損金の繰戻還付制度は、法人税法で規定されているにもかかわらず、財源措置として停止され、平成21年度税制改正において中小企業向けの適用は復活されたが、大企業は依然として凍結されたままである。

本来であれば、全ての企業に認められる税制措置であるにも関わらず、企業規模による適用齟齬は、速やかに解消するよう要望する。

3. 地球温暖化対策税の抜本的な見直し

地球温暖化対策のための税は、わが国のエネルギーコストの一層の上昇につながり企業の負担が増大するため、企業の地球温暖化対策に係る技術革新に振り向ける力を削ぎ、さらには国内産業の空洞化を招く懸念がある。

同税については、排出量取引制度の本格稼働や、化石燃料賦課金の導入を踏まえた検討を実施し、廃止も視野に入れた抜本的な見直しを要望する。

4. 国際課税制度の改善

(1) 移転価格税制の改善

関係各国と十分に協議し、詳細なガイドラインの提示や、類型化された税務調査は認事例の公表により予見可能性を高め、事前確認制度や独立企業間価格算定等に

における基準及び手続きの明確化・簡略化・迅速化を進めることで、企業が二重課税を回避するために過大な負担が生じないように、対応を図ることを要望する。

ア．事前確認制度については、手続きの簡素化および審査の迅速化を図ること。

イ．事前確認制度を締結している国外関連者及びC F C税制の適用を受けている国外関連者はローカルファイル作成義務範囲から除外すること。

ウ．現租税条約締結国との間で移転価格課税を行う場合には、相互協議の後でなければ更正できない制度にすること。

(2) 外国税額控除制度における二重課税の排除

外国税額控除制度にかかる二重課税排除のため、制度の見直しを要望する。

ア．国外所得の一括限度方式を堅持するとともに、所得の90%というシーリングを撤廃すること。

イ．控除限度超過額及び控除余裕額の繰越期間（現行3年）は、新興国等において、所得の発生事業年度以後の事業年度に追加的に課税が行われる事例が増えていることから、欠損金の繰越期間に合わせて10年または帳簿保存期間に合わせて7年に延長すること。

ウ．海外配当益金不算入制度の導入に合わせ、海外子会社からの配当に対する源泉税の直接税額控除が廃止されたことから、当該源泉税が負担となり、配当による資金の還流が妨げられているため、当初の目的である日本国内への資金還流を図るべく、租税条約を改正して相手国における源泉税の免税措置を整備すること。

(3) 二国間租税条約の締結及び改定の推進

租税条約ネットワークを一層拡充すること、および既存条約において、問題発生時の対応調整や仲裁規定が締結されていない条約については、これらの規定を締結するなど、課税問題が発生した場合に、実効性のある解決の枠組みを整備することを要望する。また、配当金の源泉税について免税となるよう改定されることを要望する。

5. BEPSプロジェクトに関する国内法対応の整備

BEPS（Base Erosion and Profit Shifting；税源侵食と利益移転）プロジェクトを受けた、国際間の租税回避行為に対処するための国内法制上の措置に関し、次のとおり要望する。

(1) 外国子会社合算税制の運用基準見直し

ア. 合算対象となる外国関係会社の範囲の適正化

C F C 税制が本来の制度趣旨よりも広範囲な所得に対して課税されることはあってはならず、過剰課税の発生は避けるべきである。また、同税制実施に伴う事務負担が重いものとなっている現在の状況を改善する必要がある。これらの課題の対応に向けた政府の動向を歓迎するとともに、以下の諸点を要望する。

- ・ 諸外国における法人実効税率引き下げの動向を踏まえ、外国関係会社の適用免除税率 20 % を 15 % に引き下げること。
- ・ 内国法人が影響力を有しない外国関係会社に関しては、申告に必要とされる情報を収集することが困難であり、申告実務に係る過度な負担を軽減するため、外国子会社合算税制の適用を受ける内国法人の判定について、内国法人による外国関係会社の株式等保有割合の要件を 10 % 以上から 20 % 以上へ引き上げること。

イ. M & A の効果を最大限に発揮するための投資スキームの再編

海外の買収案件では、事業スキームを整理するための組織再編を行う場合が多い。平成 30 年度税制改正において、ペーパーカンパニーの整理のための株式譲渡益については一定の要件を満たす場合合算課税の対象外にすることとされた。しかし、組織再編のやり方は多岐にわたり要件を満たさないものもあるため、株式取得後に予定される組織再編が終了するまで合算課税の猶予を認める、もしくは買収前後 2 年以内の組織再編にかかるキャピタルゲイン等については合算課税の対象外とするような要件の緩和を要望する。

6. 石化用途原料の免税及び還付措置の創設

原料非課税が世界標準となっていることに照らし、石油化学製品の原料である次の品目についても、石油化学製品製造用原料ナフサと同等の石油石炭税の免税及び還付措置創設を要望する。

(1) ノルマルパラフィン

(2) 低重合度混合アルキレン

(3) 国産コンデンセート（還付措置のみ）

(4) J I S 2 号工業ガソリン

7. その他

(1) 電話加入権の償却容認

携帯電話が広く普及し、固定電話網についても、NTTがIP網への移行を行い、実質的に資産価値を失くしている電話加入権については、備忘価額までの償却費の損金算入の容認を要望する。

(2) 企業年金積立金に対する特別法人税の廃止

特別法人税については、拠出時・運用時は非課税、給付時に課税という年金税制の基本原則に反することから、即時廃止を要望する。

以上